名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修実測調査及び図面作成等業務仕様書(案)

| 委託業務名

名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修実測調査及び図面作成等業務

2 目的

「九年庵(旧伊丹氏別邸)」は、佐賀の大実業家・伊丹家によって明治時代に築かれた別邸・庭園で、モミジと苔庭、数寄屋造の建造物が周囲の自然と調和した価値ある文化財として国の名勝に指定されており、その価値を多くの県民に触れ親しんでもらうため、これまで春の新緑、秋の紅葉の時期に期間限定で一般公開を実施している。しかし、老朽化等の問題から庭園内建造物内部の公開・活用はできておらず、公開範囲は庭園の一部に留まるなど限定的であり、県民が九年庵の本質的価値を十分に享受できていない状況にある。

本業務は九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園の主屋他の活用のために、必要な改修と整備のための 実測調査及び図面作成を行うことを目的とする。

3 履行期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日(火曜日)まで

4 履行場所

佐賀県政策部(佐賀県佐賀市城内一丁目 I 番 59 号) 九年庵(佐賀県神埼市神埼町的字仁比山)

5 業務の内容

受託者は基本設計図書作成に伴う与条件を把握し、各種設計条件について整理するため、下記 業務を行う。対象建物は、主屋、門、物置、ボイラー棟とする。

(1)打合せ協議

発注者との協議、加えて、文化庁等指導機関及び本事業に関係する委員会等への情報提供 (2)図面作成(現況詳細図・構造図)

主屋、門、物置、ボイラー棟を対象に現状の図面作成を行う。主屋の構造図については、別途 令和6年度に作成した実測野帳を元に図面作成を行う。その他の図面については、実測野帳の ほか追加で実測して作成を行う。作成図面は下の通り。

主屋:一般図(平面図・立面図・断面図)、その他現状図(展開図、屋根伏図)、 構造図(軸組図・床伏図)等、耐震診断に必要な図面

門・物置・ボイラー棟:一般図(平面図・立面図・断面図)、構造図(軸組図)等

(3) 現地破損調査及び破損図作成

破損状況を把握するための調査及びその結果を取りまとめた破損図の作成

※修理図面作成及び工事費の概算算出は含まない(R8 年度作成予定)

(4) 耐震診断·耐震補強案作成

(2)で作成した図面を基に主屋及び門の耐震診断を行い、大地震動時の耐震性能を確認する。対象建物は、国の指定する名勝庭園の構成要素であるため、文化庁文化財部『重要文化財(建造物)耐震診断指針』に従って耐震診断を実施する。診断方法は、立体フレームモデルを用いた等価線形化法によって行い、大地震動時の安全性を確認する。また、耐震性能が不足する場合には、文化財的価値と利活用を考慮しながら耐震補強案を策定する。

※耐震補強工事の基本設計図書作成及び工事費の概算算出は含まない(R8 年度作成予定)

(5) 関係法令等の整理及び活用方針策定支援

現地調査を基に順守すべき法令を検討、活用方針の策定を支援する

※活用整備工事設計図作成及び工事費の概算算出は含まない(R8 年度作成予定)

6 業務遂行上の留意事項

(1) 既存の計画との内容の整合性

本業務の遂行にあたっては、令和4年度に策定した「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園保存活用計画」及び令和5年度に策定した「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園整備基本計画」の内容を 考慮したうえで業務を実施すること。

(2) 文化財の保存と活用に必要と思われる事項については特に留意すること。

7 打ち合わせ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

当初:業務着手時

業務中間時:3回程度

最終:成果品納入時

8 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を佐賀県に貸与を求めることができる。
- (2) 佐賀県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時までに責任を持って佐賀県に 返還するものとする。

9 成果品

2部

打ち合わせ記録簿を含む

- (2) 成果を示す以下の図面等
- ・主屋の現況図、構造図。門及び物置の現況図
- ・主屋、門、物置、ボイラー棟の破損状況図。それに係る破損調査中間報告書
- ・耐震診断結果及び補強案策定報告書
- ・既存防災設備図。それに係る現地調査報告書
- ・活用方針策定支援報告書。それに係る現地調査報告書
- (3) 電子媒体(報告書及び図面等の電子ファイルをCD-R等に記録したもの) 2部
- (4) 紙媒体(報告書及び図面等をプリントアウトしたもの) 2部

10 検査

- (1) 受託者は、作業の進捗に合わせ佐賀県による点検を随時受け、修正を要する箇所は佐賀県の 指示により修正する。
- (2) 受託者は業務完了後、検査確認申請書を提出し、佐賀県から検査を受けること。

11 成果品納入場所

佐賀県政策部(〒840-8570 佐賀市城内 | 丁目 | 番 59 号)

12 仕様書の変更

- (1)本仕様書の記載事項で変更する必要が生じたときは、発注者・受託者協議の上、変更すること ができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受託者協議の上、決定するものとする。

13 その他

(1)守秘義務事項

- ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを 蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ウァ、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- (2) 受託者が本業務により新たに制作したデータや写真、イラスト、文章等の著作権(著作権法第第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む)、意匠権等は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県がこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとすることを原則とする。ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。

- (3)制作物の中に、佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合に は、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (4)本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、 第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当 該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場 合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を 責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 九年庵敷地内には電源、ガス、水道が備わっていないため、利活用方針の文化財技術 指導にあたっては十分に考慮すること。
- (7)個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (8) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (9)業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとする。